

会 議 録

会議名称	令和7年度第1回障害者差別解消支援・障害者虐待対応専門部会
日 時	令和7年（2025年）10月6日（月）14:00～15:10
会 場	越谷市中央市民会館5階 会議室4～6
出席者	【出席委員】 下平委員、茂木委員、松浦(有)委員、古川委員、中山委員、田沼委員、村澤委員、中村委員、阿蔵委員、金岡委員、渡邊委員、瀬尾委員、住田委員 【欠席委員】 松浦(啓)委員、高島委員、式場委員、染谷委員 【事務局】 (障害福祉課) 齊藤調整幹、近藤調整幹、二階堂主幹、木村主任、石井主事 (子ども福祉課) 飯島主幹 (人権・男女共同参画推進課) 鎌形主幹 (生涯学習課) 石塚主査
配付資料等	【配布資料】 ・次 第 ・資料1：障害者差別解消支援・障害者虐待対応専門部会の概要 ・資料2：障がい者差別に係る相談受付状況 ・資料3：障害者差別解消法相談受付票 ・資料4：越谷市における障がい者虐待への対応について ・資料5：障がい者虐待通報の受付状況 ・資料6：越谷市における障がい者理解に向けた取組み事例 ・障害者差別解消支援・障害者虐待対応専門部会 名簿 ・事務局職員等一覧 ・席次表
会議次第	1 開会 2 専門部会の取組み内容について 3 議事 (1)障がい者差別に係る状況について (2)障がい者虐待に係る状況について (3)障がい者理解に係る越谷市の取組みについて (4)障がい者虐待防止に係る越谷市の今後の取組みについて 4 その他 5 閉会

会議内容	1 開会 ・部会員からの自己紹介及び事務局職員を紹介。 2 専門部会の取組みについて ○事務局より資料1に基づき以下のとおり説明を行う。 ・本専門部会の設置根拠である障害者差別解消法は、平成28年4月に施行された。障がい理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項を定めており、行政機関等及び事業者に対する「不当な差別的取り扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を定めている。 ・障害者差別解消法に基づく越谷市の取組は、大きく4つに分けられるが、本専門部会に関わる事項として、「相談窓口の設置」と「障害者差別解消支援地域協議会の設置」がある。「相談窓口の設置」は、差別に関する窓口を市の障害福祉課、子ども福祉課に設置しているが、市の相談窓口のみで対応が難しい場合に、「障害者差別解消支援地域協議会」へ付議することとなっている。「障害者差別解消支援地域協議会」は、差別に関する相談やその解決に向けた取組みを円滑に実施するために設置が可能となっており、越谷市では自立支援協議会の専門部会として設置をしている。 ・平成30年からは、上記の取組に加え、障がい者虐待の事例検討についても取り扱うこととなり、それに合わせて部会名を現在の形に変更した。 【質問・意見等】 なし 3 議事 (1) 障がい者差別に係る状況について ○事務局から資料2に基づき以下のとおり説明を行う。 ・令和6年度第2回の専門部会開催以降、令和7年9月末現在において差別に係る相談は0件であった。 ○部会長から、障がい者差別に係る相談があった際は、資料3の相談受付票を作成し、事務局に提出するよう説明する。 (2) 障がい者虐待に係る状況について ○事務局から資料4、5に基づき、障がい者虐待への対応及び障がい者虐待通報の受付状況について、以下のとおり説明を行う。 ・障害者虐待防止法は、平成24年10月に施行され、虐待の禁止のほか、防止に向けた国等の責務、虐待を受けた障がい者等への支援のほか、養護者への支援等についても定めている。 ・虐待防止法上では、養護者による虐待、障害福祉施設従事者による虐待、使用者による虐待の3つに分類しており、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待の5つがあるとしている。 ・市が虐待に係る通報を受けた場合は、障がい者の安全確認、事実確認を行ったのちに、虐待の認定の有無などに応じ、適切な関係機関へ報告や情報提供を行う。 ・令和6年度の虐待通報の受理件数は、58件となっており、うち養護者に
------	---

よる虐待が46件、福祉施設従事者による虐待が12件、使用者による虐待は0件となっている。また、虐待認定件数は0件となっている。

【質問・意見等】

委員より、越谷市への差別に関する相談についての質問があったが、個別事案となるため非公開とする。その他質問は以下のとおり。

委員：虐待の受付状況について、令和2年度以降通報件数が増えている一方で、認定件数は減少しているが、その理由は。

事務局：通報件数の増加については、警察からの情報提供の増加が理由となっている。家庭内等での喧嘩などについても、障害者手帳を所持しているケースについては、障害福祉課への虐待疑いという形で通報を受けているため、受付件数自体は増加している。一方で虐待認定については、継続的な取組みの効果もあり、認定件数が減少傾向にあるものと思われる。

(3) 障がい者理解に係る越谷市の取組みについて

○事務局から資料6に基づき以下のとおり説明を行う。

- ・市民向けの主な取組みとして、①啓発パンフレットの作成・配布、②啓発冊子「手話いいね」の作成・小学4年生への配布、出張講座の実施等がある。
- ・事業者向けの主な取組みとして、市HPによる合理的配慮の提供の周知、商工会議所に依頼し、会報への記事掲載を通じた啓発活動等を実施している。
- ・今後の新たな取組みとして、新たな啓発冊子を作成し、小学5年生へ配布し、総合的な学習の時間で活用していただく予定となっている。
- ・現状の障がい者理解に係る越谷市の課題として、事業者における「合理的配慮の提供」の義務化については、早急に周知を図っていく必要があると考えており、周知啓発等の方法について検討している。

【質問・意見等】

委員：福祉体験学習等を実施する学校と実施しない学校の差はどのようなところにあるのか。

委員：学校における学ぶべき事項の中に「福祉」というものはあるが、どの時間でどのように実施するかについては、各学校の判断となる。多くの学校は総合的な学習の時間で行っているが、そのほか様々な学習事項があるため、どの程度実施するかは学校により差があると思われる。

委員：障がいのある方で、特に目に見えない方への配慮についての取組みについてはどのように考えているか。

事務局：今回新たに作成する冊子は、内部障がいなどの目に見えづらい障がいについても掲載があり、冊子を活用した取組みができると考えている。小学生への配布のほか、商工会議所会員事業者にも配布予定であり、多くの方に配布ができると考えている。また、ヘルプマークの活用も有効であると考えており、周知活動に取組んでいきたい。その他の啓発活動についても、現在検討しているが、委員の皆さまからも意見を頂戴したい。

委員：障がい者理解については、視覚的からの情報が非常に有効であると考えている。簡単なものでも構わないが、障がいに関するビデオなどを作成してみてもどうか。

	事務局：ご意見として頂戴する。 委 員：啓発冊子のインターネット上への掲載はあるか。 事務局：ホームページへの掲載が難しく、冊子での配布となる。 委 員：冊子にも記載があるが、共生社会の実現は非常に重要であると考えている。学校現場においても、今の小中学生が大人になったときに、当たり前の違いを受け入れられるよう、小さい時からの啓発は非常に重要であると考えている。そのため、啓発冊子の活用や、当時者との直接的な交流を行うなど、様々な取組みを検討しており、本日出席されている委員の皆さまの協力も得られたらと思う。 委 員：合理的配慮の提供に関連して、地域のお店等を障がいのある方が利用した事例などを紹介する場所があるとよいと思う。そういった事例がわかると、障がいのある方の利用の参考となったり、これまで利用を控えていた人の手助けになったりすることに繋がるのではないかなと思う。 事務局：ご意見として頂戴する。 委 員：合理的配慮の提供の義務化について、国や県による周知活動はあるのか。また、介護の分野では、地域のネットワークの構築ということで、高齢者の虐待や、要援護者の早期発見ということを目的として、地域包括支援センターの職員が地域の様々な事業所を訪問し、協力を依頼するといった取組みを実施しており、障がい分野においても基幹相談支援センターなどの協力を得ながら実施してみてはどうか。 事務局：合理的配慮の提供については、昨年5月頃に内閣府主催の説明会が実施されており、商工会議所を通じて周知をさせていただいた。2点目については、ご意見として頂戴する。 (4) 障がい者虐待防止に係る越谷市の今後の取組みについて ○事務局から以下のとおり説明を行う。 ・本年度、虐待防止に係る本専門部会の取組みとして、講師を招待して障害福祉サービス事業所向けに研修会を実施することになった。詳細が確定した際には、委員の皆さまにも案内ができたらと考えている。 4 その他 事務局：次回の開催は令和8年2月頃を予定している。なお、重大な障がい者差別・虐待に関する事案が発生した場合などには、随時、開催するので、その際には協力を仰ぎたい。 5 閉会
--	---